補植事業仕様書

椎葉村

1　苗木

植栽用苗木は宮崎県造林用規格苗で、椎葉村が購入したものでなければならない。

2　植付方法

⑴　植付に当たっては、あらかじめ造林地内の枯損状況を踏査し、はじめに群状的に枯損したか所から実施し、逐次単木枯損か所の補植を行うものとする。

⑵　植穴は、枯損木の植付穴に掘ることを原則とする。ただし、枯損木の消失しているか所は、既植の植付間隔（列間1.8メートル、苗間1.8メートル）を基準に植付けるものとする。

⑶　植穴掘りに当たっては、まず、植付点を中心に50～80センチメートル四方の地被物を除き、植穴及びその周辺の地表の腐植質を含んだ表土を掘りおこして集めておく、植穴は径40センチメートル、深さ30センチメートル程度に耕うんし、雑草木の根はよく切り離して取り除くこと。

⑷　掘って別に集めてある表土を植穴の底が中高になるように入れること。

⑸　その上に苗木袋からとり出した苗木を入れ、根糸をできるだけ自然のままに拡がるように挿入し、集めておいた残りの表土及び植穴上方の表土を埋めもどしながらゆり動かし、心持ち、ひき上げるようにして足でよくふみかためる。この際、地被物が混入しないようにすること。

⑹　根付けした苗木は、根ぎわがおおむね地表よりやや深目になるようにし、落葉、落枝などで根元をおおうこと。

⑺　ひのきは、葉の表が南面向きになるように根付けること。

3　苗木の取り扱い

⑴　仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等により根部の乾燥を防ぐ処置をとること。

⑵　小運搬の数量は、その日ごとの人夫数と工程を考慮して適量を運搬し、過剰にならないようにすること。

⑶　仮植した苗木の掘取りはていねいに行い、残りの苗木の乾燥を防止すること。

⑷　仮植地から運搬した苗木は、根部を直射日光に当てないようにして風あたりのない蔭地を選んで山仮植し、乾燥を防止すること。

⑸　使用する苗木袋には吸水した切藁等を入れて乾燥の防止に努めること。

4　樹種及び数量

⑴　樹種別数量は契約書に示すところによる。

⑵　請負者は、現場責任者に施業図をもたせ、毎日植付けした本数と区域を正確に記入させ、補植もれのないように注意すること。